



福島医発第 642 号 (地)

令和 3 年 5 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 47)」
及び「「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する
診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について」について

令和 3 年 5 月 12 日に SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出が保険適用されたことにつ
きましては、「新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて」(令和
3 年 5 月 29 日付け福島医発第 641 号 (地))においてご連絡申し上げているところです。

今般、上記の保険適用に伴い、厚生労働省より関連通知等が添付資料のとおり示された旨、
日本医師会より通知がありました。

内容といたしましては、標記通知により、関連通知に「SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原
同時検出」の記載が追加されております。詳細は添付資料をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への
周知方よろしくお願い申し上げます。

記

≪「SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出」の記載が追加された関連通知≫

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 47)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 18)」
(令和 2 年 5 月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 22)」
(令和 2 年 6 月 15 日厚生労働省保険局医療課事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報
酬明細書の記載等について」の一部改正について

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報
酬明細書の記載等について」
(令和 2 年 5 月 13 日保医発 0513 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知(同年 7 月 22 日、
11 月 11 日、令和 3 年 3 月 24 日一部改正))

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 53)

令和 3 年 5 月 2 0 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 47）」及び「「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について」について

令和 3 年 5 月 1 2 日に SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出が保険適用されたことにつきましては、「新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて」（令和 3 年 5 月 2 0 日付け日医発第 149 号（保 52））においてご連絡申し上げているところです。

今般、上記の保険適用に伴い、厚生労働省より関連通知等が示されましたのでご連絡申し上げます。添付資料 1 については、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 18）及び同（その 22）において、SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出を追加する内容となっております。また、添付資料 2 についても、SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出を追加する一部改正となっております。詳細については添付資料をご確認ください。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 47）
（令 3. 5. 12 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
2. 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について
（令 3. 5. 12 保医発 0512 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 12 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その47）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、「検査料の点数の取扱いについて」（令和 3 年 5 月 12 日付け保医発 0512 第 1 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）が改正され、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省保険局医療課事務連絡の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 18）」（令和 2 年 5 月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「5 月 22 日事務連絡」という。）の一部改正について

5 月 22 日事務連絡については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 25）」（令和 2 年 7 月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下、「7 月 22 日事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 30）」（令和 2 年 11 月 11 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下、「11 月 11 日事務連絡」という。）により一部改正されたところであるが、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、7 月 22 日事務連絡及び 11 月 11 日事務連絡による一部改正後の 5 月 22 日事務連絡について、以下のとおり改める。

- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイ

ルス) 抗原検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出」に改める。

- ・ 「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出及び検体検査判断料」を「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出及び検体検査判断料」に改める。

2. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 22)」 (令和 2 年 6 月 15 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「6 月 15 日事務連絡」という。) の一部改正について

6 月 15 日事務連絡については、7 月 22 日事務連絡及び 11 月 11 日事務連絡により一部改正されたところであるが、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、7 月 22 日事務連絡及び 11 月 11 日事務連絡による一部改正後の 6 月 15 日事務連絡について、以下のとおり改める。

- ・ 「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」を「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出」に改める。
- ・ 「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出及び検体検査判断料」を「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出並びに検体検査判断料」に改める。

以上

添付資料 2

保医発 0512 第 2 号
令和 3 年 5 月 12 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する
診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、「検査料の点数の取扱いについて」（令和 3 年 5 月 12 日付け保医発 0512 第 1 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）が改正され、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 2 年 5 月 13 日付け保医発 0513 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知。令和 3 年 3 月 24 日最終改正。）を改正し、別紙のとおり取り扱うこととしたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段のご配慮を願いたい。

(別紙)

保医発 0513 第 2 号
令和 2 年 5 月 13 日
同年 7 月 22 日一部改正
同年 11 月 11 日一部改正
令和 3 年 3 月 24 日一部改正
同年 5 月 12 日一部改正

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う
費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、感染症指定医療機関等が実施した PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）（以下「PCR 検査料等」という。）に係る自己負担に相当する金額については、令和 2 年 4 月診療分から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが可能とされたところであるが、今般、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査の取扱いについて」（令和 3 年 5 月 12 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、感染症指定医療機関等が実施した抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）（以下「抗原検査料等」という。）に係る自己負担に相当する金額についても、同様に委託することが可能とされた。

当該取扱いに伴い、保険医療機関による当該金額の請求（以下「本請求」という。）に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。

記

1 公費負担者番号欄について

- (1) 本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関の所在地に応じて該当する公費負担者番号（8桁）を記載すること。（別紙参照）
- (2) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第 37 条）（以下「一類感染症等の患者の入院」という。））と同様の取扱いとすること。

なお、既存の法別番号 28 の公費負担医療と同時に記載する場合は、一類感染症等の患者の入院の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

また、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和 2 年 4 月 30 日健感発 0430 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき請求される法別番号 28 の公費負担医療（以下「軽症者等に係る法別番号 28 の公費負担医療」という。）と同時に記載する場合は、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、軽症者等に係る法別番号 28 の公費負担医療の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

2 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載すること。

3 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、実際に算定した PCR 検査料等並びに抗原検査料等の合計点数を記載すること。また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0円」と記載すること。

記載例：「療養の給付」欄

(1) 1 の (2) なお書きに該当する場合

抗原検査の結果、陽性であったため、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療を実施（急性期一般入院料 1（一般病棟入院期間加算を含めた 2,100 点）を算定する病棟に 10 日間入院）した場合。

療 養 の 給 付	保 険 の 給 付	請 求 点	※ 決 定 点	負 担 金 額 円
		21,744		
				減額 割(円)免除・支払猶予
		21,000 点	※ 点	円
	公費①			0
	公費②	744 点	※ 点	円
				0

※公費①：新型コロナウイルス感染症に係る入院医療

公費②：抗原検査料及び免疫学的検査判断料

(2) 1の(2) また書きに該当する場合

初診（282点）時に抗原検査を実施したところ陰性、その後PCR検査を実施した結果、陽性であったため、宿泊療養又は自宅療養となった患者に対して、新型コロナウイルス感染症に係る医療を実施（往診料（720点）、再診料（73点）及び外来管理加算（52点）を算定）した場合。

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※ 決 定 点	一 部 負 担 金 額 円
		3,821		減額 割(円)免除・支払猶予
		点	点	円
	公費①	2,694	※	0
		点	点	円
	公費②	845	※	0
		点	点	円

※公費①：抗原検査料及び免疫学的検査判断並びにPCR検査料及び微生物学的検査判断料

公費②：軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した（往診、訪問診療等による受診を含む。）新型コロナウイルス感染症に係る医療

4 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）によること。

5 実施時期

PCR 検査料等については、令和 2 年 4 月診療分（5 月請求分）から、また、抗原検査料等については、令和 2 年 5 月診療分（6 月請求分）から実施すること。

実施機関名	公費負担者番号				集計コード
	法別 番号	都道府 県番号	実施機関番号	検証 番号	
北海道（札幌市、小樽市、函館市、旭川市を除く。）	2 8	0 1	0 5 0	2	28010502
札幌市	2 8	0 1	1 5 0	0	28011500
小樽市	2 8	0 1	2 5 0	8	28012508
函館市	2 8	0 1	3 5 0	6	28013506
旭川市	2 8	0 1	4 5 0	4	28014504
青森県（青森市、八戸市を除く。）	2 8	0 2	0 5 0	1	28020501
青森市	2 8	0 2	1 5 0	9	28021509
八戸市	2 8	0 2	2 5 0	7	28022507
岩手県（盛岡市を除く。）	2 8	0 3	0 5 0	0	28030500
盛岡市	2 8	0 3	1 5 0	8	28031508
宮城県（仙台市を除く。）	2 8	0 4	0 5 0	9	28040509
仙台市	2 8	0 4	1 5 0	7	28041507
秋田県（秋田市を除く。）	2 8	0 5	0 5 0	8	28050508
秋田市	2 8	0 5	1 5 0	6	28051506
山形県（山形市を除く。）	2 8	0 6	0 5 0	7	28060507
山形市	2 8	0 6	1 5 0	5	28061505
福島県（郡山市、いわき市、福島市を除く。）	2 8	0 7	0 5 0	6	28070506
郡山市	2 8	0 7	1 5 0	4	28071504
いわき市	2 8	0 7	2 5 0	2	28072502
福島市	2 8	0 7	3 5 0	0	28073500
茨城県（水戸市を除く。）	2 8	0 8	0 5 0	5	28080505
水戸市	2 8	0 8	1 5 0	3	28081503
栃木県（宇都宮市を除く。）	2 8	0 9	0 5 0	4	28090504
宇都宮市	2 8	0 9	1 5 0	2	28091502
群馬県（前橋市、高崎市を除く。）	2 8	1 0	0 5 0	1	28100501
前橋市	2 8	1 0	1 5 0	9	28101509
高崎市	2 8	1 0	2 5 0	7	28102507
埼玉県（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く。）	2 8	1 1	0 5 0	0	28110500
さいたま市	2 8	1 1	1 5 0	8	28111508
川越市	2 8	1 1	2 5 0	6	28112506
越谷市	2 8	1 1	3 5 0	4	28113504
川口市	2 8	1 1	4 5 0	2	28114502
千葉県（千葉市、船橋市、柏市を除く。）	2 8	1 2	0 5 0	9	28120509
千葉市	2 8	1 2	1 5 0	7	28121507
船橋市	2 8	1 2	2 5 0	5	28122505
柏市	2 8	1 2	3 5 0	3	28123503
千代田区	2 8	1 3	0 1 9	3	28130193
中央区	2 8	1 3	0 2 9	2	28130292
港区	2 8	1 3	0 3 9	1	28130391
新宿区	2 8	1 3	0 4 9	0	28130490
文京区	2 8	1 3	0 5 9	9	28130599
台東区	2 8	1 3	0 6 9	8	28130698
墨田区	2 8	1 3	0 7 9	7	28130797
江東区	2 8	1 3	0 8 9	6	28130896
品川区	2 8	1 3	0 9 9	5	28130995
目黒区	2 8	1 3	1 0 9	2	28131092
大田区	2 8	1 3	1 1 9	1	28131191
世田谷区	2 8	1 3	1 2 9	0	28131290
渋谷区	2 8	1 3	1 3 9	9	28131399

中野区	2	8	1	3	1	4	9	8	28131498
杉並区	2	8	1	3	1	5	9	7	28131597
豊島区	2	8	1	3	1	6	9	6	28131696
北区	2	8	1	3	1	7	9	5	28131795
荒川区	2	8	1	3	1	8	9	4	28131894
板橋区	2	8	1	3	1	9	9	3	28131993
練馬区	2	8	1	3	2	0	9	0	28132090
足立区	2	8	1	3	2	1	9	9	28132199
葛飾区	2	8	1	3	2	2	9	8	28132298
江戸川区	2	8	1	3	2	3	9	7	28132397
八王子市	2	8	1	3	2	4	9	6	28132496
町田市	2	8	1	3	3	0	9	8	28133098
東京都下（23区、八王子市、 町田市を除く。）	2	8	1	3	6	9	0	1	28136901
神奈川県（横浜市、川崎市、 横須賀市、相模原市、藤沢 市、茅ヶ崎市を除く。）	2	8	1	4	0	5	0	7	28140507
横浜市	2	8	1	4	1	5	0	5	28141505
川崎市	2	8	1	4	2	5	0	3	28142503
横須賀市	2	8	1	4	3	5	0	1	28143501
相模原市	2	8	1	4	4	5	0	9	28144509
藤沢市	2	8	1	4	5	5	0	6	28145506
茅ヶ崎市	2	8	1	4	6	5	0	4	28146504
新潟県（新潟市を除く。）	2	8	1	5	0	5	0	6	28150506
新潟市	2	8	1	5	1	5	0	4	28151504
富山県（富山市を除く。）	2	8	1	6	0	5	0	5	28160505
富山市	2	8	1	6	1	5	0	3	28161503
石川県（金沢市を除く。）	2	8	1	7	0	5	0	4	28170504
金沢市	2	8	1	7	1	5	0	2	28171502
福井県（福井市を除く。）	2	8	1	8	0	5	0	3	28180503
福井市	2	8	1	8	1	5	0	1	28181501
山梨県（甲府市を除く。）	2	8	1	9	0	5	0	2	28190502
甲府市	2	8	1	9	1	5	0	0	28191500
長野県（長野市、松本市を除 く。）	2	8	2	0	0	5	0	9	28200509
長野市	2	8	2	0	1	5	0	7	28201507
松本市	2	8	2	0	2	5	0	5	28202505
岐阜県（岐阜市を除く。）	2	8	2	1	0	5	0	8	28210508
岐阜市	2	8	2	1	1	5	0	6	28211506
静岡県（静岡市、浜松市を除 く。）	2	8	2	2	0	5	0	7	28220507
静岡市	2	8	2	2	1	5	0	5	28221505
浜松市	2	8	2	2	2	5	0	3	28222503
愛知県（名古屋市、豊田市、 豊橋市、岡崎市、一宮市を除 く。）	2	8	2	3	0	5	0	6	28230506
名古屋市	2	8	2	3	1	5	0	4	28231504
豊田市	2	8	2	3	2	5	0	2	28232502
豊橋市	2	8	2	3	3	5	0	0	28233500
岡崎市	2	8	2	3	4	5	0	8	28234508
一宮市	2	8	2	3	5	5	0	5	28235505
三重県（四日市市を除く。）	2	8	2	4	0	5	0	5	28240505
四日市市	2	8	2	4	1	5	0	3	28241503
滋賀県（大津市を除く。）	2	8	2	5	0	5	0	4	28250504
大津市	2	8	2	5	1	5	0	2	28251502
京都府（京都市を除く。）	2	8	2	6	0	5	0	3	28260503
京都市	2	8	2	6	1	5	0	1	28261501
大阪府（大阪市、堺市、東大 阪市、高槻市、豊中市、枚方 市、八尾市、寝屋川市、吹田 市を除く。）	2	8	2	7	0	5	0	2	28270502
大阪市	2	8	2	7	1	5	0	0	28271500

堺市	2	8	2	7	2	5	0	8	28272508
東大阪市	2	8	2	7	3	5	0	6	28273506
高槻市	2	8	2	7	4	5	0	4	28274504
豊中市	2	8	2	7	5	5	0	1	28275501
枚方市	2	8	2	7	6	5	0	9	28276509
八尾市	2	8	2	7	7	5	0	7	28277507
寝屋川市	2	8	2	7	8	5	0	5	28278505
吹田市	2	8	2	7	9	5	0	3	28279503
兵庫県（神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、明石市を除く。）	2	8	2	8	0	5	0	1	28280501
神戸市	2	8	2	8	1	5	0	9	28281509
尼崎市	2	8	2	8	2	5	0	7	28282507
姫路市	2	8	2	8	3	5	0	5	28283505
西宮市	2	8	2	8	4	5	0	3	28284503
明石市	2	8	2	8	5	5	0	0	28285500
奈良県（奈良市を除く。）	2	8	2	9	0	5	0	0	28290500
奈良市	2	8	2	9	1	5	0	8	28291508
和歌山県（和歌山市を除く。）	2	8	3	0	0	5	0	7	28300507
和歌山市	2	8	3	0	1	5	0	5	28301505
鳥取県（鳥取市を除く。）	2	8	3	1	0	5	0	6	28310506
鳥取市	2	8	3	1	1	5	0	4	28311504
島根県（松江市を除く。）	2	8	3	2	0	5	0	5	28320505
松江市	2	8	3	2	1	5	0	3	28321503
岡山県（岡山市、倉敷市を除く。）	2	8	3	3	0	5	0	4	28330504
岡山市	2	8	3	3	1	5	0	2	28331502
倉敷市	2	8	3	3	2	5	0	0	28332500
広島県（広島市、呉市、福山市を除く。）	2	8	3	4	0	5	0	3	28340503
広島市	2	8	3	4	1	5	0	1	28341501
呉市	2	8	3	4	2	5	0	9	28342509
福山市	2	8	3	4	3	5	0	7	28343507
山口県（下関市を除く。）	2	8	3	5	0	5	0	2	28350502
下関市	2	8	3	5	1	5	0	0	28351500
徳島県	2	8	3	6	0	5	0	1	28360501
香川県（高松市を除く。）	2	8	3	7	0	5	0	0	28370500
高松市	2	8	3	7	1	5	0	8	28371508
愛媛県（松山市を除く。）	2	8	3	8	0	5	0	9	28380509
松山市	2	8	3	8	1	5	0	7	28381507
高知県（高知市を除く。）	2	8	3	9	0	5	0	8	28390508
高知市	2	8	3	9	1	5	0	6	28391506
福岡県（福岡市、北九州市、久留米市を除く。）	2	8	4	0	0	5	0	5	28400505
福岡市	2	8	4	0	1	5	0	3	28401503
北九州市	2	8	4	0	2	5	0	1	28402501
久留米市	2	8	4	0	4	5	0	7	28404507
佐賀県	2	8	4	1	0	5	0	4	28410504
長崎県（長崎市、佐世保市を除く。）	2	8	4	2	0	5	0	3	28420503
長崎市	2	8	4	2	1	5	0	1	28421501
佐世保市	2	8	4	2	2	5	0	9	28422509
熊本県（熊本市を除く。）	2	8	4	3	0	5	0	2	28430502
熊本市	2	8	4	3	1	5	0	0	28431500
大分県（大分市を除く。）	2	8	4	4	0	5	0	1	28440501
大分市	2	8	4	4	1	5	0	9	28441509
宮崎県（宮崎市を除く。）	2	8	4	5	0	5	0	0	28450500
宮崎市	2	8	4	5	1	5	0	8	28451508
鹿児島県（鹿児島市を除く。）	2	8	4	6	0	5	0	9	28460509
鹿児島市	2	8	4	6	1	5	0	7	28461507
沖縄県（那覇市を除く。）	2	8	4	7	0	5	0	8	28470508
那覇市	2	8	4	7	1	5	0	6	28471506